

2022年8月22日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサル園芸社
代表者名 代表取締役社長 安部 豪
(東証スタンダード コード: 6061)
問合せ先 管理本部長 野呂千佳子
(TEL. 072-649-2266)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月24日開催予定の当社第49期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (2) 当社グループの事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月24日(土)
定款変更の効力発生日 2022年9月24日(土)

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(11) (条文省略)</p> <p>(12)食料品、加工食品、調味料、酒類の販売</p> <p>(13)～(16) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(17)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(11) (現行どおり)</p> <p>(12)食料品、加工食品、調味料、酒類の<u>生産・加工・販売等</u></p> <p>(13)～(16) (現行どおり)</p> <p>(17)<u>建築工事、内装仕上工事及びディスプレイの企画、設計、監理及び施工</u></p> <p>(18)<u>各種施設、展示会等の企画、設計、監理及び施工並びに運営及び管理</u></p> <p>(19) (現行どおり)</p>
<p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会の参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2.当社は電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条</p> <p><u>2022年9月1日から6か月を経過した日、もしくは同年9月1日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>2.本附則は前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>